北海道新幹線つなげる応援大使どこでもユキちゃん及び
ロゴマーク・キャッチフレーズ
商用利用マニュアル

つながる！ ひろがる！
北海道新幹線

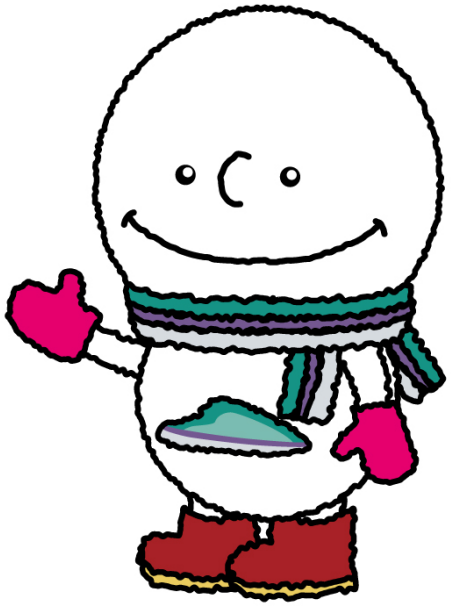

北海道新幹線つなげる応援大使
どこでもユキちゃん

北海道新幹線を盛り上げるため、
キャラクター、ロゴマーク、キャッチフレーズをご活用ください！

非営利での使用の場合は、「ご利用ガイドライン」に沿って
使用していただくことで、ご自由に使用いただけます。

商用・営利目的での使用の場合も、
北海道新幹線を盛り上げるため、
無償で、できるだけ自由に使っていただきたいと考えていますが、
本マニュアルに沿って、
事前に申請いただき、承認を得てから使用してください。

商用利用にあたっての留意事項

- 利用に当たって、問題が生じた場合には、利用者が全責任を負うものとし、北海道は一切の責任を負いません。
- 利用に当たっては、関係法令を遵守するとともに、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。
- 承認は、北海道が著作権を有するロゴマーク、キャッチフレーズ、キャラクターの使用を承認するものであり、北海道が商品や会社等を推薦、保証などをするものではありません。
- 承認を受けた者に権利が発生するものではありません。また、他の申請を妨げるものではありません。

目次

A　利用について
B　商用利用の申請手続きについて
C　利用にあたっての留意事項

北海道新幹線PRロゴマーク、キャッチフレーズ、
マスコットキャラクターのダウンロードサイトはこちらです。

http://hokkaido-shinkansen-navi.jp/download/

商用の場合は、事前に申請していただき、北海道が承認することで無料で利用できます。

以下の場合は利用できません。

1．法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
2．北海道及び北海道新幹線の信用又は品位を害するものと認められる場合
3．第三者の利益を害するものと認められる場合
4．特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
5．社会問題についての特定の主義又は主張に当たると認められる場合
6．風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第２条に定める営業を行う者が使用する場合又はこれらの者に商品等を販売する場合
7．キャラクター等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
8．キャラクター等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
9．立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められない場合
10．キャラクター等の著しい変形その他キャラクター等の利用が適当でないと認められる場合
11．利用申請の内容又は責任の所在が不明確と認められる場合
12．虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものと認められる場合
13．その他、北海道がキャラクター等の利用が適当でないと認める場合

その他、判断が難しい場合はメールにてお問い合わせください。
sogo.shinkansen1@pref.Hokkaido.lg.jp

キャラクター等を利用しようとする場合は、あらかじめ「ご利用ガイドライン」及び「商用利用マニュアル」をご確認のうえ、利用してください。

商用・営利目的以外の利用は「ご利用ガイドライン」を遵守いただくことで、原則、無料・申請なしで利用できます。

商用目的での利用について

北海道新幹線つなげる応援大使どこでもユキちゃんのイラストや写真、ロゴマーク、キャッチフレーズを
商用で利用される場合は事前申請による北海道知事の承認が必要です。

商用利用の承認が必要な場合

（例）

●「どこでもユキちゃん」のぬいぐるみを作って販売したい。

●商品の購入者や契約者に、販促品として、「どこでもユキちゃん」のストラップを配布したい。

●販売する牛乳パックに「どこでもユキちゃん」のイラストを入れたい。

●パッケージを「どこでもユキちゃん」の形にしたお菓子を販売したい。

●「どこでもユキちゃん」の絵本を発行したい。

商用利用の承認が必要ない場合

（例）

●「どこでもユキちゃん」のぬいぐるみを作って家や店頭に飾りたい。

●工事現場の看板にロゴマークを使って、北海道新幹線のＰＲに貢献したい。

●個人の名刺にロゴマークとキャラクターを入れたい。

●会社の広報誌や会社のホームページにロゴマークとキャラクターを入れたい。

●「北海道物産展」の広告や看板にキャラクターを使いたい。

つながる! ひろがる!
北海道新幹線

商用以外は自由に利用できます。申請も不要です。
「ご利用ガイドライン」を守って利用してください。

商用利用も含めて、たくさん利用してね！

北海道新幹線つなげる応援大使どこでもユキちゃんのイラストや写真、ロゴマーク、キャッチフレーズを商用で利用される場合は事前申請による北海道知事の承認が必要です。

申請には、下記の書類を必ず提出してください。
「食品以外の商品」「食品」の２種類あります。

あくまで使用することを承認するものであり、北海道が商品の内容や品質等を保証するものではありません。
また、特定の企業や商品を推薦するものでもありません。

①申請書
※法人印または代表者印が必要です。

②利用する商品等の見本
※見本が添付できない場合は、写真・図案や原稿など使用方法を確認できるものでOKです。

③企業・団体等の概要書（パンフレット等）
※個人の場合はプロフィールや活動内容がわかるもの。

＋

食品に利用する場合は、次の書類も併せて提出してください。

①販売もしくは製造に係る保健所の営業許可証又は道内各店舗ごとの業務開始報告書。
※いずれも写し可

②製造または販売する店舗一覧
（様式自由）

つながる! ひろがる!
北海道新幹線

商用以外は自由に利用できます。申請も不要です。

「ご利用ガイドライン」を守って利用してください。

申請書は公式ホームページからダウンロードしてください。

公式ホームページ　北海道新幹線つながるＮＡＶＩ

http://hokkaido-shinkansen-navi.jp

北海道新幹線つながるＮＡＶＩ　検索

審査は時間がかかる
場合があります。
申請はお早めに！

申請書に必要事項をご記入のうえ、下記まで郵送または持参してください。

〒060-8588　北海道札幌市中央区北３条西６丁目

北海道総合政策部交通政策局新幹線推進室

お問い合わせ、ご相談はこちら。

〒060-8588　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
北海道総合政策部交通政策局新幹線推進室
電話　011-204-5333　FAX　011-232-4643
Ｅメール　sogo.shinkansen1@pref.hokkaido.lg.jp

事前のご相談はメール・ＦＡＸでも
受け付けます。正式な申請書は
郵送または持参で提出をお願いします。

受付完了後、審査から承認まで時間がかかります。余裕を持ってお早めに提出してください。

※修正等が必要な場合は、上記の期間以上かかることがあります。

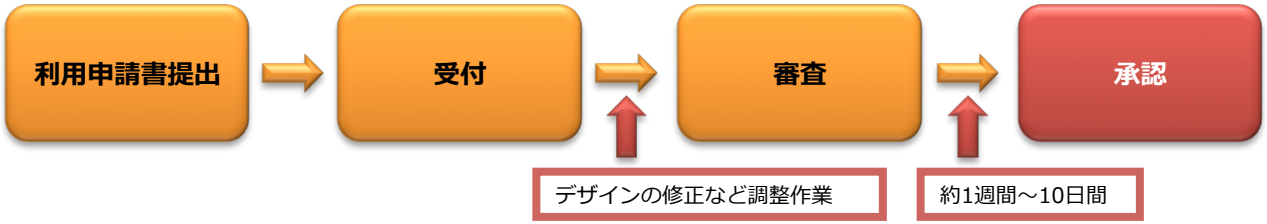

申請書の記入例

別記様式第1号の1

北海道新幹線つなげる応援大使どこでもユキちゃん等利用申請書
（販売する商品（食品以外））

平成○○年○○月○○日

北海道知事　様

郵便番号　○○○－○○○○
住所　　○○○市○○○△丁目○○－○
商号又は名称　株式会社○○○○
代表者職　　代表取締役社長
代表者氏名　　○○　○○　　印

北海道新幹線つなげる応援大使どこでもユキちゃん及びロゴマーク・キャッチフレーズを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用する種類	~~キャラクター~~　・　ロゴマーク　・　キャッチフレーズ		
使用する商品の種類	3種類	合計点数（色違い・サイズ違いも１点でかぞえる）	合計　5点
使用する商品の名称等	ボールペン、メモ帳、Tシャツ		
具体的な内容（商品の数量・サイズ・製造予定数・販売価格・販売場所・販売先等、印刷物への掲載は掲載期間・エリア・媒体名等、できるだけ詳しく記載してください。）	ボールペン：1点　長さ15㎝　3000本　105円 メモ帳：1点　10㎝×6㎝　3000冊　105円 Tシャツ：3点　サイズS・M・L　各1000着　合計3000着　1050円		
商品を販売する場所（当てはまる番号に○をつけ内容を詳しく記載してください。）	(1　北海道内)　2　国内　3　その他 （具体的に：○○町道の駅、○○市道の駅　　）		
利用期間（2年以内）	平成○○年○○月○○日　から　平成○○年○○月○○日まで		
添付書類	1　利用する商品の見本（見本がない場合はイメージがわかるもの） 2　企業・団体などの概要書（個人の場合はプロフィール）		
連絡先	担当者名：○○　○○ 電話番号：○○○－○○○○　FAX：○○○－○○○○ E-MAIL：○○○@○○○．○○		

個人で申請される方の添付書類「プロフィールがわかるもの」について

商店などの例

お名前	
ご住所	
電話番号	
お店の経歴 取り扱い商品 など	平成元年より雑貨店をやっています。 取扱い商品は文房具・衣類・インテリア雑貨など。
その他	

農業などの例

お名前	
ご住所	
電話番号	
お店の経歴 取り扱い商品 など	野菜農家。主に玉ねぎ、小麦を生産している。商品は道の駅などに出荷、販売している。
その他	

申請した内容を変更する場合には、変更申請が必要です。

【変更申請が必要な場合（例）】

●ボールペンのデザインを変えたい。

●ボールペンのデザインを増やしたい。

●キャラクターのデザイン（ポーズ）を変えたい。

●Ｔシャツのサイズを増やしたい。

●申請時より販売数を増やしたい。

●会社の連絡先が変わった。

すでに申請した商品と「別の商品」の場合は、別途、新規での承認申請が必要となります。

【新規での申請が必要な場合（例）】

●会社が変わった。

●新たな商品を作りたい。

前回申請された物件の内容をすべて記入し
変更・追加部分にのみ記入してください。

別記様式第2号

北海道新幹線つなげる応援大使どこでもユキちゃん等利用変更申請書

平成　　年　　月　　日

北海道知事　様

郵便番号
住所
商号又は名称
代表者職
代表者氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで利用承認を受けた北海道新幹線つなげる応援大使どこでもユキちゃん等の利用について、内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

	承認を受けた内容	今回変更する内容
使用する種類	キャラクター・ ロゴマーク・キャッチフレーズ	
使用する商品の種類	種類	
合計点数(色違い・サイズ違いも1点でかぞえる)	合計　　点	
使用する商品の名称等		
具体的な内容 (商品の数量・サイズ・製造予定数・販売価格・販売場所・販売先等できるだけ詳しく記載してください。)		
商品を販売する場所		
商品を製造する場所（食品のみ）		
利用期間(2年以内)	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	
添付書類		
連絡先	担当者名: 電話番号: FAX: E-MAIL:	

※添付書類として、変更する内容がわかる見本と利用承認書(写)を提出すること。

食品への申請について

食品への申請は専用の申請書を使用してください。

また、下記の書類を必ず添付してください。

①製造もしくは販売に係る
「保健所の営業許可証（写）」または
「各店舗ごとの業務開始報告書（写）」
（申請者分）

②「製造または販売する店舗一覧」
（様式自由）

人への危害が発生した場合には、下記の措置を執ります。

製造事業者の場合

事業者が製造している食品（道がキャラクター等の使用を承認した食品だけでなく、製造するすべての食品を含みます）によって人への危害等が発生した場合には、その事実が明らかになった時点で、承認を、直ちに取り消す場合があります。

販売事業者の場合

道がキャラクター等の使用を承認した食品により人への危害等が発生した場合には、その事実が明らかになった時点で、承認を直ちに取り消す場合があります。

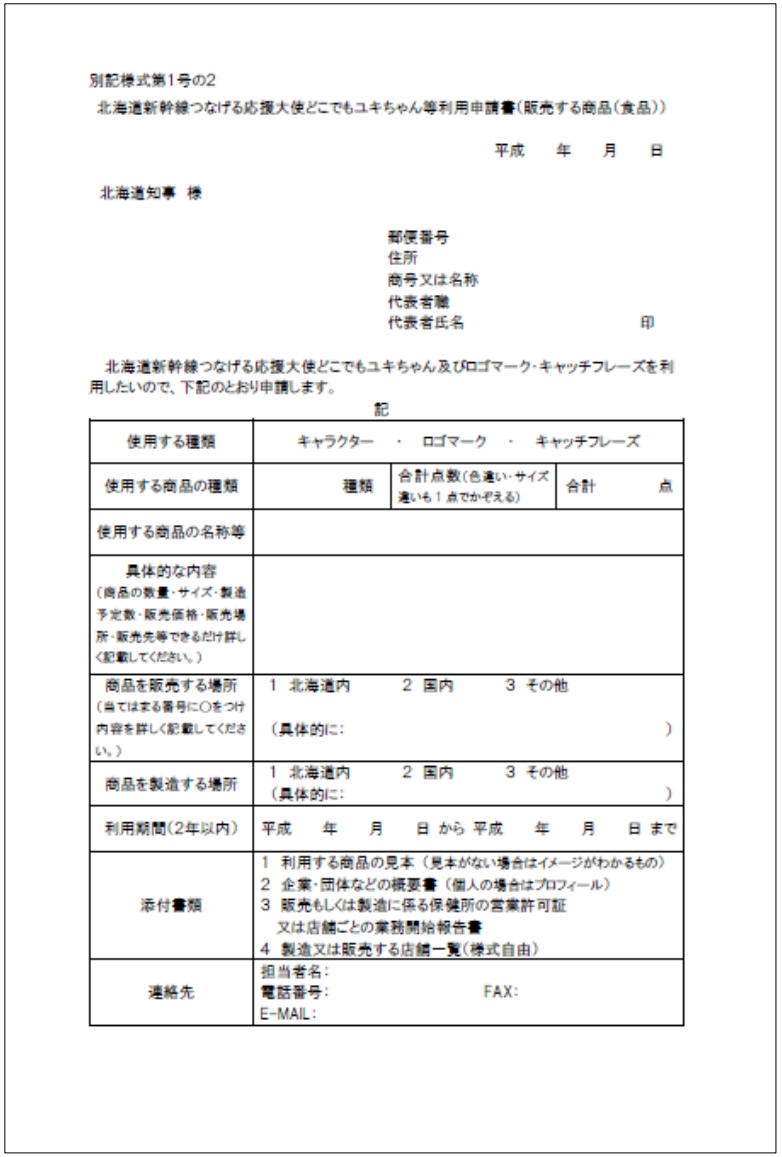

別記様式第1号の2

北海道新幹線つなげる応援大使どこでもユキちゃん等利用申請書（販売する商品（食品））

平成　　年　　月　　日

北海道知事　様

郵便番号
住所
商号又は名称
代表者職
代表者氏名　　印

北海道新幹線つなげる応援大使どこでもユキちゃん及びロゴマーク・キャッチフレーズを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用する種類	キャラクター　・　ロゴマーク　・　キャッチフレーズ		
使用する商品の種類	種類	合計点数（色違い・サイズ違いも1点でかぞえる）	合計　　点
使用する商品の名称等			
具体的な内容（商品の数量・サイズ・製造予定数・販売価格・販売場所・販売先等できるだけ詳しく記載してください。）			
商品を販売する場所（当てはまる番号に○をつけ内容を詳しく記載してください。）	1　北海道内　　2　国内　　3　その他 （具体的に：　　）		
商品を製造する場所	1　北海道内　　2　国内　　3　その他 （具体的に：　　）		
利用期間（2年以内）	平成　　年　　月　　日 から 平成　　年　　月　　日 まで		
添付書類	1　利用する商品の見本（見本がない場合はイメージがわかるもの） 2　企業・団体などの概要書（個人の場合はプロフィール） 3　販売もしくは製造に係る保健所の営業許可証又は店舗ごとの業務開始報告書 4　製造又は販売する店舗一覧（様式自由）		
連絡先	担当者名： 電話番号：　　FAX： E-MAIL：		

商用利用にあたっての留意事項

①北海道新幹線つなげる応援大使どこでもユキちゃん、ロゴマーク、キャッチフレーズ
「ご利用ガイドライン」及び「商用利用マニュアル（本マニュアル）」を遵守すること。

②キャラクターの発言（吹き出し）は、北海道新幹線つながるNAVIダウンロードページからダウンロードできるものに限ります。これ以外の発言はしないでください。
キャラクターが、商品・企業を推奨する発言をすることはできません。
また、そのように受けとられる恐れのある表現も避けてください。
キャラクターは音声を発しませんので、テレビ・ラジオＣＭでのキャラクターのナレーションはできません。

③テレビＣＭ、ＷＥＢなどでキャラクターを動かす場合（アニメーション等）は、事前にご相談ください。

（使用例）

「ご利用ガイドライン」も遵守して利用してください。

北海道新幹線つなげる応援大使「どこでもユキちゃん」のイラスト及び写真には、
北海道が著作権を有することを明示するため、
「(C)　北海道」若しくは「(C)　HOKKAIDO」の表示を必ず付けてください。

【日本語表記】

北海道新幹線つなげる応援大使
どこでもユキちゃん
©北海道

【英語表記】

北海道新幹線つなげる応援大使
どこでもユキちゃん
©HOKKAIDO

※日本語・英語共に書体（フォント）は自由ですが、判別可能な書体、大きさで記載してください。

印刷物

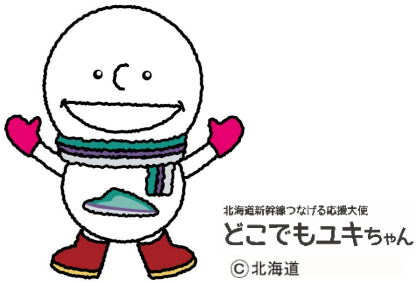

ぬいぐるみ等の商品タグ

パッケージ

3．NGパターン

商品名・会社名・冠等には利用できません。

ＮＧなものの例

- ●どこでもユキちゃんクッキー
- ●どこでもユキちゃん焼酎
- ●どこでもユキちゃんストラップ
- ●どこでもユキちゃん不動産
- ●お得！どこでもユキちゃんプラン
- ●お得プラン！どこでもユキちゃんもおすすめ！

ＯＫなものの例

- ●北海道産牛乳クッキー
  （どこでもユキちゃんイラスト入り）
- ●北海道塩ラーメン
  （どこでもユキちゃん柄入り）
- ●どこでもユキちゃんのストラップ
- ●どこでもユキちゃんのぬいぐるみ

特定の企業・団体や商品を応援、推奨する利用はできません。

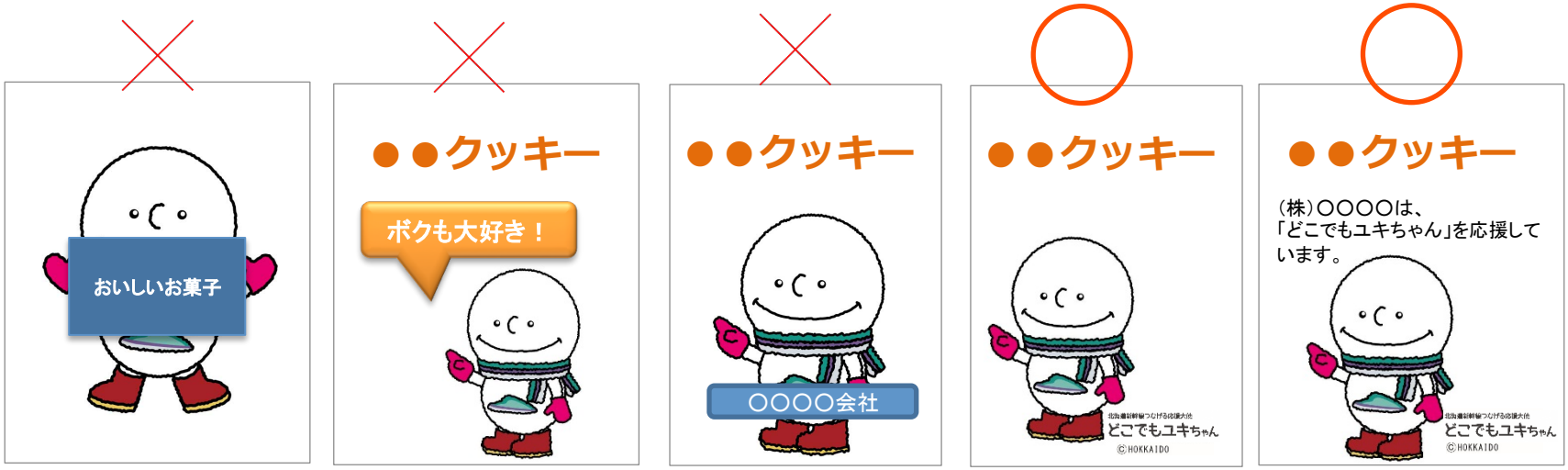

「ご利用ガイドライン」も遵守して利用してください。